

東京都平和の日を迎えて 空襲等民間戦災者に対する援護法の制定を改めて求める会長談話

本日は東京都平和の日です。1945（昭和20）年3月10日未明の大空襲により、東京では一夜にして10万人の尊い命が奪われ、街は焼け野原となりました。東京都は1990（平成2）年、戦争の惨禍を二度と繰り返さないことを誓い、条例により3月10日を「東京都平和の日」と決めました。あれから81年を経た今日、東京は廃墟から活力ある大都市へと変貌しました。これは、平和のもとで社会が発展し、戦争の記憶を継承してきた都民の不断の努力によって実現したものです。平和を誓うこの日にあたり、戦争被害の未解決の課題に向き合うことは、私たちの責務です。

その課題とは、空襲等民間戦災者に対する援護法の制定です。軍人・軍属の方々には手厚い補償が行われているのに対して、空襲等民間戦災者の救済は取り残されたままとなっています。当会は昨年終戦の日の会長声明において、民間戦災者の救済は一刻の猶予も許されないと訴えました。しかし、その課題に向き合うために立案された民間戦災者に対する特別給付金の支給と実態調査等を内容とする超党派議員連盟による法案は、いまだ国会提出に至っていません。

一方で、前向きな動きも見られます。昨年11月6日の参議院本会議では、高市総理から、空襲被害者の筆舌に尽くしがたい労苦への認識が示され、議員立法の動きを注視しつつ、政府として何ができるかを検討する旨の答弁がありました。また、今年2月の衆議院総選挙に際しては、各政党から前向きな意見表明がなされ、自民党からは、戦後80年を迎える中で極めて重要な課題であり、被災者の高齢化を踏まえ対策が急がれるとして、超党派議員連盟と緊密に協議する姿勢が明確にされてい

ます。これらは、立法に向けた環境が整いつつあることを示すものです。

しかし、被災者のご年齢を考えれば、残された時間は多くありません。3月6日に議員会館内で開かれた集会では、日本弁護士連合会からも「空襲被害者への補償が実行されない限り、戦後は終わらない」との認識が示されました。

民間戦災者の救済は、国家による戦争被害の公平な回復であり、民間人の尊厳を守るためには、まずもって、過去に被害に遭われた方の補償を進めることが求められます。当会は、本日、東京都平和の日を迎え、改めて民間戦災者に対する援護法の早期成立を強く求めます。

私たちは、ウクライナ、ガザ、イラン等で続く戦争や武力行使により、多くの子ども達を含む民間人の生命と生活が破壊される実情を目の当たりにしました。国際社会における民間人保護と国際人道法の後退を含む法の支配の揺らぎを深く憂慮しています。国内外を問わず、民間人の尊厳を守る姿勢を示すことは、法の支配を支える基盤であり、私たちが歴史から学ぶべき核心です。二度にわたる世界大戦の惨禍の経験を受け継いだ私たちは、文明の基盤である平和と人間の尊厳を守り抜く責務を負っています。

戦争をしない、させないとの決意を新たにし、弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、これからも平和を訴え続けることをここに表明します。

2026（令和8）年3月10日
東京弁護士会会長 鈴木 善和

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故から15年を迎えるにあたっての会長談話

2011年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から、本日で丸15年を迎えました。あらためて犠牲者の皆様に哀悼の意を表しますとともに、被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

当会は、これまで東京三弁護士会として復旧・復興本部を立ち上げ、電話相談、出張相談、原子力損害賠償紛争解決センターへの弁護士派遣などを実施し、被災された方々の被害回復に尽力してまいりました。

震災から15年が経過し、ハード面の復興が進む一方で、強く懸念されるのは被災・被害事実の「風化」です。2026年2月時点においても、全国で約2万6千人もの方々が避難生活を余儀なくされており、ふるさとを失い、不安定な状況に置かれている被害者が多数存在します。我々は引き続き、この現実にも真摯に向き合わなければなりません。

特に、福島第一原発事故の被害者については、医療を始めとする生活基盤への不安から帰還が困難となるなど、避難生活の長期化や被災者の高齢化に伴う切実な課題が今もなお続いています。また損害賠償問題も依然として完全な解決に至っておらず、その支援を継続していく必要があります。

さらに、被災者の真の復興を実現するためには、個々の悩みに応じたきめ細やかな「災害ケースマネジメント」の実施が不可欠です。2025年5月の災害対策基本法及び災害救助法の改正では、「場所の支援」から「人の支援」への転換や、救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加されました。当会は、この新たな法制度の趣旨を踏まえ、東日本大震災の被災地においても、孤立しがちな方々に対する災害ケースマネジメントと、これと両輪をなす福祉サービスの提供が今後も継続して力強く実施されることを求めます。

当会は、これまでの活動を通じて実感した、被災者に寄り添う「アウトリーチ」の大切さを胸に刻み、被災者・被害者の人権擁護のため、今後も全ての災害に関する諸問題について、国や関係機関に対する積極的な提言を行うとともに、復興途上の被災者・被害者に寄り添いながら、支援活動により一層力強く取り組んでいく所存です。

2026（令和8）年3月11日
東京弁護士会会長 鈴木 善和

最高裁判所判決を受けた対応としての厚生労働省告示の撤回と 全ての生活保護利用者に対する平等かつ全面的な補償の実施を求める会長声明

- 1 2025年6月27日、最高裁判所第三小法廷は、2013年8月から3回に分けて実施された生活扶助基準の引下げ（以下「本引下げ」という。）に係る保護費減額処分の取消し等を求めた訴訟（大阪・愛知訴訟）の上告審において、本引下げの違法性を認め、保護費減額処分を取り消す判決（以下「本判決」という。）を言い渡した。
- 2 本判決に対し、厚生労働省は、2026年2月20日、生活扶助費の追加給付を行うとして発出した告示（令和8年厚生労働省告示第43号。以下「本告示」という。）において、本引下げ当時の生活保護利用者の生活扶助費につき、①本判決で違法とされなかった「ゆがみ調整」による減額を維持しつつ、これに加えて、②本判決で違法とされた「デフレ調整」（-4.78%）に替え、下位10%の低所得世帯の消費実態との比較による新たな減額調整（-2.49%）を行うとした。また、大阪・愛知訴訟を含む同種訴訟の原告ら（ただし、判決が確定した者。以下「確定原告ら」という。）については、上記②による減額相当分について特別給付金（以下、本告示と合わせて「本対応策」と総称する。）を支給するとした。
- 3 しかしながら、本対応策には、本判決の趣旨を没却するものと言わざるを得ない。第一に、確定原告らについては、取消判決により、本引下げ前の基準による生活保護費との差額の給付請求権が生じているはずであるが、本告示は、その

権利内容を不利益に変更するものであって、憲法第29条に抵触する。第二に、上記②の新たな減額調整は、本判決に至る訴訟終盤において、被告の国側がデフレ調整を正当化する根拠として主張したにもかかわらず、本判決が採用しなかったものであり、第一の点と併せて本判決の拘束力（行政事件訴訟法第33条第1項）に由来する紛争の一次的解決の要請に反するものである。第三に、本引下げによる不利益は全ての生活保護利用者に及んでいるところ、確定原告か否かによって追加給付額が異なることは、生活保護の無差別平等原則（憲法第14条、生活保護法第2条）に反するものである。第四に、最高裁判所の判決の趣旨を没却するような対応を事後的に行政が行うこと自体が、三権分立の理念を蔑ろにしており、法の支配にも悖るものといわざるを得ない。

- 4 当会は、本判決後、2025年7月16日付で「生活扶助基準引下げを違法とした最高裁判所判決を高く評価し、引下げ分の補償措置、検証及び基準策定の改善を求める会長声明」を発し、早期全面解決を訴えてきた。今般、国及び厚生労働大臣に対し、違法な本告示を撤回し、全ての生活保護利用者に対する平等かつ全面的な補償を直ちに実施することを改めて求める。

2026(令和8)年3月24日
東京弁護士会会長 鈴木 善和

性的指向・性自認にかかわらず、すべての人に婚姻制度による法的保障を及ぼすことを 求める会長声明

同性カップルの婚姻を認めない現行法が憲法に違反し、違憲の法律を是正しない国会の立法不作為を違法だとする6つの一連の訴訟は、2026年3月25日に全事件が最高裁の大法廷に

回付され、早ければ2026年度中には最高裁判決が出されると見込まれている。

一連の訴訟では、札幌、東京（一次）、名古屋、大阪及び

福岡の5つの高裁が連続して違憲判決を下した。一方で、2025年11月28日、最後の高裁判決となった東京二次訴訟において東京高裁は、現行法は憲法第24条第1項、第2項及び第14条第1項のいずれにも違反しないとの合憲判決を下した。

当会は、2021年に「同性カップルが婚姻できるための民法改正を求める意見書」を採択し、憲法第13条、第14条第1項、第24条第1項及び第2項に基づき、同性カップルの婚姻を可能とする民法改正を求め、2023年にも、同性婚の法制化等を求める会長声明を発出した。

婚姻は、幸福追求の重要な選択肢であるという意義、親密な二当事者の関係を支える意義、子どもの利益に資する意義、社会的承認を受け社会の基礎を形成する意義等を有する人の人格的存在と結びついた重要な法的利益であり、それゆえに憲法第13条・第24条第1項は婚姻の自由を保障した。現に多くの同性カップルが異性の夫婦と変わらない親密な関係を築いていることから示されているように、婚姻が重要な人格的利益であることに異性カップルと同性カップルとで違いはない。にもかかわらず同性カップルは婚姻が認められず、日々、種々の法的・社会的困難に直面し苦しんでいる。異性カップルであれば誰もが手にできる婚姻という重要な人格的利益を同性カップルであることを理由に剥奪される現状は、憲法の基本原理である「法の下の平等」、「個人の尊厳」の理念にも反するものであり、早急に法改正をすべきである。

東京二次高裁合憲判決は、現行の婚姻制度が「一の夫婦とその間の子」から成る結合体を想定したものであることを強調するが、子を持つ・持たない異性の夫婦においても自由であるし、同性カップルの婚姻を認めることで異性カップルの婚姻に支障が生じることなどないことからみても疑問がある。

このように当会は、一連の訴訟の5つの高裁による違憲判断を支持するものであり、東京二次高裁の合憲判断を残念なものとして受け止めている。

もっとも、東京二次高裁判決も単に現状を是認しているわけではなく、同性の者同士の結合関係を「同性の者同士の事実婚」として位置付けた上で、同性カップルが法的に保護されない状況が続けば、憲法第13条、第14条第1項違反の問題を生じることが避けられないと述べ、国会に法制化の審議を尽くすよう求めている。

国会は一連の訴訟の判決を真摯に受け止め、最高裁判決を待つのではなく、早急に同性カップルの婚姻を可能とする法整備を行わなければならない。

当会は、引き続き、一日も早く同性カップルの婚姻が実現するよう努力を続ける所存である。

2026(令和8)年3月27日

東京弁護士会会長 鈴木 善和

佐賀県警察科学捜査研究所技術職員による DNA 型鑑定不正行為に関する会長声明

昨年(2025年)9月8日に発表された佐賀県警察科学捜査研究所の技術職員(以下「当該職員」という)によるDNA型鑑定の不正行為(以下「本件不正行為」という)について、警察庁は、昨年11月27日に続き、本年2月12日に佐賀県警に対する特別監察の中間報告を公表した。

佐賀県警察(以下「佐賀県警」という)は、当該技術職員が担当したDNA型鑑定のうち不正行為が確認されたものが130件あったものの、佐賀地方検察庁や佐賀地方裁判所の協力を得て調査を行った結果、130件すべてについて捜査や公判に影響はなかったとしていた。しかしながら、特別監察では、佐賀県警が検察庁に不正な鑑定結果を送致したものが新たに9件発覚したとした。また、特別監察を通じて、捜査中の事件に関する鑑定のうち13件について、また時効が成立している事件に関する鑑定のうち6件については、捜査への影響が生じていたかどうか明らかにできなかったとした。

2回にわたる特別監察の中間報告を通じて、捜査への影響が生じていたかどうか明らかにできなかった、すなわち捜査への影響が生じていたかもしれないとされるなど、改めて本件不正行為の問題の根深さが明らかになるとともに、捜査や公判に一切影響がなかったとした佐賀県警による調査の杜撰さが浮き彫りとなった。特別監察に関しては、佐賀県警が不正があったとした130件のみならず、当該職員が単独で実施したすべての鑑定についても調査を行っていること、一部については再鑑定を行っていること、及び、警察外部の有識者(2名の専門学者)の協力を得て、それらの学者の意見を特別監察に反映させている

ことなど、佐賀県警が行った調査よりは信用のおけるものとなっている。もっとも、特別監察も依然として警察内部の調査であることに変わりはなく、また特別監察においてもなお事件当事者である被疑者・被告人やその弁護人に対する調査がなされていないなど、これだけ深刻な問題に対する調査として十分とは言えない。

実際、本件不正行為に関しては本年3月に、特別監察でも「公判に使用されていないことが確認された」とされたにもかかわらず、実は、当該職員が行ったDNA型鑑定が覚醒剤取締法違反の公判で証拠として提出・使用され、それが有罪判決の柱となっていたと佐賀県弁護士会が発表した。また、同月、当該職員自身が本件不正行為によって起訴された刑事事件の起訴状の記載によれば、当初の佐賀県警が発表した期間を超えて不正行為が行われていた疑いがあることが分かったとの報道がなされている。

本件不正行為は、DNA型鑑定はもちろん科学的証拠についての信用性を根底から損なわせる極めて重大な不正であると言う他ないが、本年3月に入ってから本件不正行為に関する新しい情報もたらされ、その実相はすでに把握されているよりも、さらに深刻なものであった疑いが濃厚である。

当会としては、この深刻な不正行為の全容が明らかにされ、徹底的な再発防止策が全国的に取られるよう強く求める。

2026(令和8)年3月31日

東京弁護士会会長 鈴木 善和